

匝 瑳 市 国 民 健 康 保 險 事 業

財 政 健 全 化 計 画

【平成 2 7 年度～平成 2 9 年度】

平 成 2 7 年 3 月

匝 瑳 市

目 次

はじめに	1
I 国保の現状と課題	2
1 国保の現状	
2 国保財政の決算状況	
3 国保税の賦課・収納状況	
4 国保運営における主な課題	
II 財政健全化に向けた取組方針	8
1 検討事項及び重点取組事項	
2 計画の期間	
III 財政健全化に向けた取組事項	9
1 国保の財政収支見通し	
2 財源不足額の補填について	
3 国保財政調整基金の扱いについて	
4 国保税率及び賦課方式の検討及び収納率の向上等について	
5 医療費の適正化等について	
6 保健事業の推進について	
7 県との共同運営に向けて	
IV 付属資料	16
資料 本市における国保税率改正等の状況	
まとめ	17

はじめに

前計画（平成２２年度から平成２６年度まで）に盛り込まれた国保税率の改正及び一般会計からの特別繰入れ、並びに医療費の適正化、税の収納対策、保険事業等の推進により、実質単年度収支及び基金残高等は改善し、同計画は財政健全化に資する効果があった。

しかし、財政収支は近年の被保険者の減少傾向に対して、一人当たり医療費の増加傾向が続いており、その結果、国保税の伸び悩みと増大する保険給付費とのギャップとなって、引き続き国民健康保険事業（以下「国保事業」）の不安定な要素となっている。

そのため、財政基盤強化策として、現在、国で検討が進められている医療制度改革が予定どおり進むと、平成３０年度から国保事業は都道府県と市町村がともに担う予定である。

そこで、まず、平成２７年度から平成２９年度までの３か年の国保事業をどのように健全に安定して運営するかという観点で本計画を策定したものである。

もう１つの観点は、県との共同運営化後も、国保税の賦課・徴収と保健事業は市町村が行うことになる役割分担となっており、また、窓口業務は市町村とし、資格管理や給付の一部も市町村事務となる可能性がある。そうした中で、平成３０年度の改革に対応できる内容を検討するものとした。

なお、この計画の事業実施に当たっては、ここ数年、被保険者数の減少や保険給付費の変動が大きいことから、常に事業状況を的確に把握し、見通しを柔軟に修正しながら適切な事業運営を図り、財政健全性の確保を目指すものとする。

I 国保の現状と課題

1 国保の現状

本市の国保に加入している世帯数及び被保険者数は、ともに漸減傾向で推移している。(表 I-1)

【表 I-1 世帯数、被保険者数の推移】

(単位:世帯、人、%)

区 分	21年度	22年度		23年度		24年度		25年度	
	実績	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率
世 帯 数	7,842	7,776	△0.8	7,741	△0.5	7,656	△1.1	7,593	△0.8
被保険者総数	16,702	16,403	△1.8	16,112	△1.8	15,658	△2.8	15,304	△2.3
退職被保険者等数	664	698	5.1	731	4.7	719	△1.6	754	4.9
一般被保険者数	16,038	15,705	△2.1	15,381	△2.1	14,939	△2.9	14,550	△2.6

事業年報 A 表から

【表 I-2 療養の給付等の推移(保険者負担分)】

区 分	21年度	22年度		23年度		24年度		25年度	
	実績	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率
1 受診件数 (単位:件、%)									
一般被保険者	166,372	160,283	△3.7	158,663	△1.0	159,234	0.4	160,846	1.0
退職被保険者等	8,852	9,705	9.6	10,463	7.8	10,945	4.6	10,976	0.3
合 計	175,224	169,988	△3.0	169,126	△0.5	170,179	0.6	171,822	1.0
2 療養の給付等 (単位:千円、%)									
一般被保険者	2,643,901	2,684,225	1.5	2,740,311	2.1	2,685,254	△2.0	2,806,950	4.5
退職被保険者等	129,164	145,912	13.0	161,419	10.6	182,651	13.2	187,839	2.8
合 計	2,773,065	2,830,137	2.1	2,901,730	2.5	2,867,905	△1.2	2,994,789	4.4
3 1件当たり療養の給付等 (単位:円、%)									
一般被保険者	15,892	16,747	5.4	17,271	3.1	16,864	△2.4	17,451	3.5
退職被保険者等	14,591	15,035	3.0	15,428	2.6	16,688	8.2	17,114	2.6
合 計	15,826	16,649	5.2	17,157	3.1	16,852	△1.8	17,430	3.4
4 1人当たり療養の給付等 (単位:円、%)									
一般被保険者	164,852	170,915	3.7	178,162	4.2	179,748	0.9	192,918	7.3
退職被保険者等	194,524	209,043	7.5	220,819	5.6	254,035	15.0	249,123	△1.9
合 計	166,032	172,538	3.9	180,097	4.4	183,159	1.7	195,687	6.8
5 受診率 (単位:%)									
一般被保険者	1,037	1,021	△1.5	1,032	1.1	1,066	3.3	1,105	3.7
退職被保険者等	1,333	1,390	4.3	1,431	2.9	1,522	6.4	1,456	△4.3
合 計	1,049	1,036	△1.2	1,050	1.4	1,087	3.5	1,123	3.3

※療養の給付等とは、入院、入院外、歯科、調剤・入院時食事・生活療養費のことで、本表は一部負担金を含まない保険者負担分の額である。

療養の給付等を見てみると、受診件数では若干の減少傾向で推移しているが、1人当たり療養の給付等では増加傾向を示している。

また、受診率では、全体として増加傾向で推移している。(表 I-2)

【表 I-3 療養諸費費用額の比較(平成24年度)】

(単位:円)

区 分	千葉県	匝 瑳 市	銚 子 市	旭 市
1件当たり療養諸費費用額	29,893	28,430	32,111	30,142
1人当たり療養諸費費用額	283,246	256,770	282,974	239,237

※：療養諸費とは、高額療養費以外の療養費を含む給付全般で、本表は一部負担金を含む費用額である。

本市と千葉県全体を比較すると、1件当たり療養諸費費用額、1人当たり療養諸費費用額ともに本市の方が低い状況となっており、本市と銚子市との比較でも同様の傾向となっている。

また、本市と旭市との比較では、1件当たり療養諸費費用額は本市の方が低く、1人当たり療養諸費費用額は高い状況となっている。(表 I-3)

2 国保財政の決算状況

直近5年間の決算の状況を一言でいうと、平成21年度から平成25年度までの繰入金等を除いた収支、いわゆる実質単年度収支の合計額は約6億8,000万円の赤字であった。

次に、歳入では、平成22年度及び平成24年度で2段階の税率改正を行った効果が表れ、世帯所得の変動等の影響もあるが、平成21年度と平成25年度の国保税を比較すると、約2億3,700万円の増加となっている。

一方、歳出では、前述の1人当たり療養の給付等は確実に増加傾向であるが、保険給付費全体での伸び率が大きく変動しており、被保険者数の減少傾向と見合った変動ではないため、今後の事業見通しを立てる際の困難性を増大させている。

その他の負担金や拠出金等は、基本的には保険給付費と連動しており、翌年度精算などの措置により、年度ごとの変動が大きく、一定の傾向を表すことが難しい状況ではあるが、後期高齢者支援金や介護納付金は確実に増加傾向となっている。(表 I-4)

表 I-5 の繰入金等を除いた収支は、平成21年度には約3億5,000万円もの赤字であったが、平成25年度は約1,600万円の黒字となっている。表 I-6 で黒字化の要因をみると、過年度精算額として、歳入では、療養給付費等交付金が約5,000万円、前期高齢者交付金が約6,500万円追加交付され、歳出では、後期高齢者支援金と介護納付金の過年度精算の減額分が合計で約4,000万円あり、精算分の多くがプラスとなったものであり、財政構造的に大きく好転したとは言えない状況である。

【表 I-4 国保決算額の推移】

<歳入>

(単位:千円、%)

区 分	21年度	22年度		23年度		24年度		25年度	
	決算額	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率
国 保 税	1,331,483	1,475,265	10.8	1,504,923	2.0	1,525,839	1.4	1,568,486	2.8
国 庫 支 出 金	1,507,795	1,526,819	1.3	1,530,341	0.2	1,516,641	△0.9	1,503,402	△0.9
療養給付費等交付金	210,577	172,746	△18.0	208,047	20.4	164,269	△21.0	286,071	74.1
前期高齢者交付金	590,900	487,818	△17.4	642,986	31.8	725,524	12.8	840,772	15.9
県 支 出 金	254,130	285,031	12.2	295,109	3.5	366,299	24.1	349,915	△4.5
共 同 事 業 交 付 金	611,081	650,881	6.5	681,414	4.7	665,713	△2.3	705,785	6.0
繰 入 金	617,293	627,792	1.7	647,526	3.1	599,807	△7.4	627,411	4.6
繰 越 金	2,865	26,286	817.5	83,377	217.2	190,163	128.1	224,621	18.1
そ の 他 の 収 入	33,609	9,478	△71.8	16,103	69.9	11,572	△28.1	14,728	27.3
歳 入 合 計	5,159,733	5,262,116	2.0	5,609,826	6.6	5,765,827	2.8	6,121,191	6.2

<歳出>

(単位:千円、%)

区 分	21年度	22年度		23年度		24年度		25年度	
	決算額	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率
総 務 費	100,621	94,488	△6.1	89,615	△5.2	85,148	△5.0	77,949	△8.5
保 険 給 付 費	3,164,982	3,261,625	3.1	3,348,518	2.7	3,311,916	△1.1	3,478,444	5.0
後期高齢者支援金等	748,457	661,951	△11.6	718,545	8.5	778,588	8.4	805,394	3.4
前期高齢者納付金等	2,128	1,158	△45.6	2,133	84.2	795	△62.7	802	0.9
老人保健拠出金	54	3,576	6522.2	45	△98.7	38	△15.6	33	△13.2
介 護 納 付 金	322,733	334,643	3.7	363,027	8.5	383,345	5.6	395,386	3.1
共 同 事 業 拠 出 金	658,958	633,715	△3.8	610,267	△3.7	627,307	2.8	640,220	2.1
保 健 事 業 費	41,951	31,733	△24.4	35,526	12.0	34,898	△1.8	35,769	2.5
そ の 他 の 支 出	65,563	71,850	9.6	60,987	△15.1	93,171	52.8	96,164	3.2
歳 出 合 計	5,105,447	5,094,739	△0.2	5,228,663	2.6	5,315,206	1.7	5,530,161	4.1
決 算 剩 余 金	54,286	167,377	208.3	381,163	127.7	450,621	18.2	591,030	31.2

【表 I-5 国保決算内訳の推移】

(単位:千円、%)

区 分	21年度	22年度		23年度		24年度		25年度	
	決算額	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率
歳 入 決 算 額	5,159,733	5,262,116	2.0	5,609,826	6.6	5,765,827	2.8	6,121,191	6.2
歳 出 決 算 額	5,105,447	5,094,739	△0.2	5,228,663	2.6	5,315,206	1.7	5,530,161	4.0
差 引	54,286	167,377	208.3	381,163	127.7	450,621	18.2	591,030	31.2
前年度繰越金	2,865	26,286	817.5	83,377	217.2	190,163	128.1	224,621	18.1
基金繰入金	104,795	29,182	△72.2	0	皆減	75,000	皆増	150,000	100.0
財源補填繰入金	300,000	325,000	8.3	375,000	15.4	240,000	△36.0	200,000	△16.7
基金積立額	3,000	28,000	833.3	84,000	200.0	191,000	127.4	226,000	18.3
繰入金等を除いた収支	△353,374	△213,091	39.7	△77,214	63.8	△54,542	29.4	16,409	69.6
年度末基金残高	1,653	471	△71.5	84,471	17834.4	200,526	137.4	276,695	38.0

※繰入金等を除いた収支は、歳入と歳出の差引から、繰越金、基金繰入金、財源補填繰入金を除いたもの。

【表 I-6 平成25年度決算の過年度精算額の状況】

(単位:千円)

区 分	歳 入		歳 出	
	療養給付費交付金	前期高齢者交付金	後期高齢者支援金	介護納付金
H25概算(決定)額	236,378	775,367	776,588	408,059
過年度精算額	49,693	65,405	△28,806	△12,673
差引収入(負担)額	286,071	840,772	747,782	395,386

3 国保税の賦課・収納状況

国保税収納額については、世帯所得変動の影響もあるが、平成22年度及び平成24年度の税率改正により、平成21年度収納額は合計で約13億3,000万円であったが、平成25年度は約15億7,000万円に増加した。また、収納率についても、平成21年度は59%であったが、平成25年度は67.7%に向上した。(表I-7)

また、国民健康保険法等の改正に合わせて、賦課限度額及び軽減制度の改正を行っている。(表I-8)

【表 I-7 国保税収の推移】

(単位:千円、%)

区 分	21年度	22年度		23年度		24年度		25年度	
	実績	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率
1 収納額									
現年度分	1,251,455	1,362,362	8.9	1,367,198	0.4	1,410,775	3.2	1,450,592	2.8
滞納繰越分	80,028	112,903	41.1	137,725	22.0	115,064	△16.5	117,894	2.5
合 計	1,331,483	1,475,265	10.8	1,504,923	2.0	1,525,839	1.4	1,568,486	2.8
2 収納率									
現年度分	87.1	87.1	0.0	88.2	1.1	89.1	0.9	90.4	1.3
滞納繰越分	9.7	13.8	4.1	17.0	3.2	15.4	△1.6	16.5	1.1
計	59.0	61.9	2.9	63.8	1.9	65.5	1.7	67.7	2.2

【表 I-8 国保税率の推移】

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
医療保険分	所得割(%)	4.80	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50
	資産割(%)	37.50	30.00	30.00	25.00	25.00	25.00
	均等割(円)	9,000	15,000	15,000	20,000	20,000	20,000
	平等割(円)	18,000	20,000	20,000	25,000	25,000	25,000
	賦課限度額(円)	470,000	500,000	510,000	510,000	510,000	510,000
後期高齢者支援金分	所得割(%)	3.00	2.50	2.50	2.50	2.50	2.50
	均等割(円)	9,000	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500
	賦課限度額(円)	120,000	130,000	140,000	140,000	140,000	160,000
介護保険分	所得割(%)	1.20	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30
	均等割(円)	12,000	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500
	賦課限度額(円)	100,000	100,000	120,000	120,000	120,000	140,000

1世帯及び1人当たりの国保税額は、平成21年度は182,054円、85,479円であったが、平成25年度には210,054円、104,217円に増加した（表I-9）。千葉県国保事業充実強化推進協議会の平成26年度版保険料（税）に関する実態調査票による平成25年度の県内状況で、本市は1世帯当たりの国保税（調定額）は1番高く、1人当たりの国保税でも8番目に高い状況である。

【表I-9 1世帯及び1人当たりの国保税額（調定額）】

（単位：円）

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
医療保険分	1世帯当たり	113,701	133,187	132,367	139,663	143,208
	1人当たり	53,385	63,138	63,596	68,288	143,208
後期高齢者 支 援 金 分	1世帯当たり	49,225	47,891	48,081	47,692	48,549
	1人当たり	23,113	22,703	23,100	23,319	24,087
介護保険分	1世帯当たり	29,933	29,257	29,188	29,081	29,680
	1人当たり	21,446	20,974	20,994	21,203	21,958
全 体	1世帯当たり	182,054	199,894	199,354	205,656	210,054
	1人当たり	85,479	94,762	95,779	100,556	104,217

4 国保運営における主な課題

本市における国保加入世帯数及び被保険者数は漸減傾向で推移しているが、少子高齢化社会の進行による被保険者の高齢化、受診率の増加及び医療技術の進歩による高額な医療費の増加等により、療養給付費を含む保険給付費は、今後も増加していくものと見込まれる。

その反面、国保税は景気低迷等の影響を受け、保険給付費等の支出増に見合う財源が確保できない状況である。また、その補完すべき財源である国保財政調整基金は平成26年度末の残高見込が約6億6,000万円となる。今後の国保事業の運営見込みを立てるに当たり、増加する保険給付費に対し、基金だけに頼った補填では、財源不足となる見込みであり、その対策としては、税率改正及び一般会計からの特別繰入れを慎重に検討せざるを得ない状況である。

その他の主な課題については、次のとおりである。

（1）医療費の増加

高齢化の進行では、団塊の世代が65歳から69歳までの前期高齢者になり、被保険者数全体は減少するため急激に高齢者割合は増加する見込みである。一般的には、1人当たりの医療費は、高齢になるほど高額になるので、今後の高齢化の進行が医療費の増加に影響を及ぼすものと見込まれる。

（2）保健事業の推進

生活習慣病に着目した特定健康診査及び特定保健指導事業については、平成25年3月に策定した「匝瑳市特定健康診査等実施計画第2期」にお

いて、平成 25 年度の計画受診率 40 %（実績：37 %）から毎年 5 %程度向上させ、平成 29 年度には国目標の 60 %を目指すこととされている。保健事業の推進は医療費の抑制につながる効果を期待できるものであり、今後の事業充実がより一層重要なものとなる。

また、データヘルス計画を早急に策定して、被保険者の重症化予防に基づいた保健指導事業の実施が重要な課題である。

（３）国保税の税率・収納率

保険給付費等の歳出は年々増加する傾向であり、歳入の根幹のひとつである国保税は、主な要因として、被保険者の減少の影響を受け、今後は調定額が年々減少する傾向が見込まれ、保険給付費等の歳出に見合う歳入の確保が、ますます困難な状況となる。

前計画では、平成 21 年度の条例改正により、平成 22 年度及び平成 24 年度の２段階で税率を改正し、また、賦課限度額については、国の動向により、引き上げられている。（表 I-8）

しかしながら、被保険者の置かれている現在の経済情勢等から、国保税が伸びず、財政推計でも財源不足を生じる結果となっている。

そこで、税率改正については、事業運営状況等を見ながら、県との共同運営と並行して、検討が必要である。

国保税の収納率は、資格証明書等の適用や差押等の滞納処分強化策を進めた結果、年々向上している。（表 I-7）

平成 25 年度の合計収納率は、前年度対比で約 2.2 ポイント上昇し約 67.7 %となった。現年度分収納率では、県平均より約 2 %高い状況ではあるが、財政の健全性及び被保険者の負担の公平性を確保するためには、より一層の収納対策が必要である。

（４）県との共同運営

医療制度改革による県との共同運営が平成 30 年度からシナリオどおり実現することを前提に、スムーズに実施できるよう、市で行うことになる国保税の賦課・徴収、保健事業については、今後の動向を見ながら検討を進める必要がある。

Ⅱ 財政健全化に向けた取組方針

国保の現状と課題を踏まえ、国保財政の収支不均衡を改善し、財政基盤の安定化を図るため、次に示す財政健全化に向けた検討事項及び重点取組事項を定め、これに沿って今後の国保事業を運営していくものとする。

1 検討事項及び重点取組事項

(1) 財源不足額の補填

慢性的な財源不足の補填として、前計画では、一般会計からの特別繰入れを行った。今後も一般会計からの特別繰入れと基金繰入れを行わなければ、収支見通しとして財源不足が見込まれることから、一般会計からの特別繰入れを毎年度予算編成時に検討する。

(2) 国保財政調整基金の扱い

平成26年度末では、国保財政基盤確立のため、基金へ積立を行い、基金残高は約6億6,000万円に増加する見込みである。平成27年度以降は一般会計からの特別繰入れの検討と併せて、基金繰入れを検討する。

(3) 国保税率及び賦課方式の検討及び収納率の向上等

慢性的な財源不足に対して、国保税率及び賦課方式を県との共同運営に向けて、検討する必要がある。併せて、収納率向上対策の強化に努める。

(4) 医療費の適正化等

- ア 被保険者資格管理の適正化
- イ 診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の内容点検の充実
- ウ その他の対策

(5) 保健事業の推進

- ア 特定健康診査・特定保健指導の充実
- イ 人間ドック助成制度の実施
- ウ データヘルスの推進

(6) 県との共同運営

県との共同運営に向けて、賦課・徴収、保健事業について検討する。

2 計画の期間

計画の期間は、県との共同運営が平成30年度に予定されていることを踏まえ、本計画は平成27年度から平成29年度までの計画とする。

Ⅲ 財政健全化に向けた取組事項

1 国保の財政収支見通し

財政収支見通しは、現行の国保制度がそのまま推移した場合を前提として推計した。

【表Ⅲ-1 国保財政収支見通し】(決算ベース) (平成27年2月時点の運営状況で推計)
 <歳入> (単位:千円)

区 分	26年度見込み	27年度推計	28年度推計	29年度推計
国 保 税	1,478,989	1,440,312	1,413,702	1,387,859
国 庫 支 出 金	1,455,418	1,391,137	1,402,981	1,414,930
療 養 給 付 費 等 交 付 金	190,064	186,262	155,756	111,254
前 期 高 齢 者 交 付 金	837,031	877,802	904,136	931,260
県 支 出 金	360,867	367,706	371,468	375,272
共 同 事 業 交 付 金	677,210	1,543,427	1,574,295	1,605,781
繰 入 金	669,863	672,749	655,677	638,633
うち財政健全化分	150,000	130,000	110,000	90,000
うち財政調整基金	210,000	250,000	250,000	250,000
繰 越 金	295,030	91,328	95,053	49,526
そ の 他 の 収 入	26,842	16,144	16,144	16,144
歳 入 見 込 計	5,991,314	6,586,867	6,589,212	6,530,659

<歳出>

区 分	26年度見込み	27年度推計	28年度推計	29年度推計
総 務 費	78,729	79,517	80,313	81,117
保 険 給 付 費	3,447,204	3,473,696	3,512,099	3,551,909
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	784,237	799,921	815,920	832,238
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	604	604	604	604
老 人 保 健 拠 出 金	31	31	31	31
介 護 納 付 金	377,001	388,311	399,960	411,959
共 同 事 業 拠 出 金	666,952	1,543,427	1,574,295	1,605,781
保 健 事 業 費	43,987	45,135	46,292	47,451
基 金 積 立 金	299,032	172	172	172
そ の 他 の 支 出	109,209	65,000	60,000	60,000
歳 出 見 込 計	5,806,986	6,395,814	6,489,686	6,591,262
収 支 (歳 入 - 歳 出)	184,328	191,053	99,526	△60,603
基 金 積 立 額	594,832	93,000	96,000	50,000
基 金 残 高	661,719	504,891	351,063	151,235
繰入金等を除いた収支	△171,670	△280,103	△355,355	△449,957

※決算ベースでの見込みであり、27年度以降の実際の予算額などとは異なる。

※繰入金等を除いた収支は、収支(歳入-歳出)から歳入の繰越金、うち財政健全化分、うち財政調整基金を除き、歳出の基金積立金を加えたもの。

平成 26 年度の収支は、一般会計からの特別繰入れ等により、約 1 億 8,000 万円の剰余金が見込まれるが、実質単年度収支は約 1 億 7,000 万円の赤字が見込まれ、平成 27 年度以降も年々赤字が増加する見込みである。(表Ⅲ-1)

保険給付費は、平成 25 年度決算で約 35 億円であり、わずか 3%の上昇で約 1 億円が増大するなど被保険者の動向で状況が大きく変動する。よって、財政推計は、見込まれる収支や、今後の事業運営状況を注視しながら国庫補助金など他の費目も毎年変動があるため、その変動にどのように対応するか、毎年度予算編成時に収支見通しを修正しながら、財源不足対応策を検討する必要がある。

2 財源不足額の補填について

今後見込まれる財源不足は、一般会計からの特別繰入金と基金繰入金で補填する。

平成 25 年度収支については、事業運営状況として歳入の過年度精算分が追加交付され、歳出においても過年度精算が減額されたことや、一般会計から 2 億円の特別繰入れを行ったことにより、約 5 億 9,000 万円の剰余金が生じた。

平成 26 年度収支は、同様に 1 億 5,000 万円の特別繰入金及び平成 25 年度剰余金の繰越金により約 1 億 8,000 万円の剰余金が生じる見込みとなっている。

また、平成 27 年度以降は、財政推計のとおり、財源不足が見込まれていることから、一般会計からの特別繰入金と基金繰入金で不足額を補填することとする。

3 国保財政調整基金の扱いについて

国民健康保険財政調整基金を計画的に財源補填繰入れするものとする。

国保財政調整基金残高の水準には、2つの指針がある。

平成 17 年度会計検査院報告「社会保障費支出の現状に関する会計検査の実施について」の指摘では、基金積立額は「過去 3 か年における保険給付費等の平均額の 100 分の 5 以上に相当する額が適当とされている。」と報告があり、本市の場合、約 2 億 3,000 万円以上となる。

また、平成 6 年国民健康保険中央会「国民健康保険の財政運営の在り方に関する検討会最終報告」では、保険給付費等の 3 か月分が中期的な財政運営に必要と報告されており、この場合の基金規模は約 11 億 7,000 万円となる。

現状では基金残高が約 6 億 6,000 万円あるため、今後、各年度の決算状況を見ながら、基金を計画的に財源補填のため繰入れするものとする。

4 国保税率及び賦課方式の検討及び収納率の向上等について

(1) 国保税率及び賦課方式の検討

現行税率の検討課題は、資産割の縮小、後期高齢者支援分・介護保険分の収支不均衡の改善、及び医療保険分の課税（賦課）方式の現行の4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）のあり方の検討の3点がある。

現状で、千葉県国保事業充実強化推進協議会の平成26年度の保険料（税）に関する実態調査表で、資産割は県内18市町でのみ賦課されており、県内市町で2番目に高く、県内市では1番高い状況である。

これらの課題については、国保の事業状況、県の動向、近隣の状況を見ながら、平成30年度の県との共同運営に向けて、国保税の税率及び賦課方式の検討を行う。

(2) 国保税収納率向上対策の強化

国保税は、収納率の向上を図ることが、財政健全化及び事業運営で極めて、重要な事項である。

【表Ⅲ-4 収納率向上対策取組事項】

取 組 項 目	対 策 内 容 等
庁内を挙げての滞納整理の推進	国保税の滞納整理を進めるため、庁内を挙げての推進体制を築き、滞納整理をする。
市税等徴収事務指導員の採用	困難な滞納整理事案を解決するため、徴収事務に高度な知識を有する者を指導員として採用し、滞納整理を推進する。
徴収嘱託職員の積極的活用	徴収嘱託職員による電話催告及び臨戸訪問を強化する。
日曜納付窓口	休日納付窓口を毎日曜日に開設する。
夜間納付相談窓口	毎月定期的に昼間の納付が困難な納税義務者を対象とした夜間納付相談窓口を開設する。
財産調査と滞納処分の実施	滞納者については財産調査を徹底し、担税力があると判断した場合は滞納処分を行う。一方、担税力の低い滞納者については、生活状況等を勘案し、滞納処分の執行停止をする。
短期被保険者証及び資格証明書の交付	受診中や担税力がないなどの特別な事情のない悪質滞納者については、資格証明書等の適用拡大などを徹底する。
完納証明書の対象税目としての国保税	国保税の未納がないことについても、引き続き補助金等の交付要件とする。
納税環境整備	納税環境の整備のため、コンビニ収納の促進及び口座振替の推進を図る。

収納率の向上については、今後においても可能な限り収納対策を強化するものとし、収納率向上対策として、表Ⅲ-4の取組みを行うとともに、新たな対策の検討や強化に努める。

目標収納率は、表Ⅲ-5のとおりである。

【表Ⅲ-5 目標収納率】

(単位: %)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
現 年 収 納 率	91.00	91.40	91.80	92.20
滞 納 収 納 率	17.00	17.00	17.00	17.00
合 計 収 納 率	68.12	68.77	69.47	70.22

5 医療費の適正化等について

(1) 被保険者資格管理の適正化

少子高齢化社会が進行し、被保険者の高齢化に伴う受診率の増加及び医療技術の進歩による高額な医療費の増加等により、保険給付費は増加する方向であるが、安定した国保運営を維持していくためには、医療費の適正化対策が重要な要素となっている。

特に、被保険者資格の管理は、事業運営の最も基本的な事項として適用適正化に取り組むものとする。

ア 資格得喪届出遅延者への広報紙等を利用した周知及び関係諸証明等に基づいた完全遡及を実施する。

イ 年金資格喪失者一覧表等を活用し、届出の適切な指導を実施する。

ウ 年金受給権者一覧表等を活用し、対象者への退職者医療制度の周知と勧奨を実施する。なお、届出等が遅れる場合には、可能な範囲で職権により適用実施する。

エ 非自発的失業者等の把握に努め、適切な負担軽減策を講じる。

オ 被保険者資格の適正有無を把握するための実態調査を行い、その結果に基づき、適用適正化対策を実施する。

カ 国保資格喪失後の受診に伴う保険給付費の返還を確実に実施する。

(2) レセプトの内容点検の充実

レセプトの内容を点検することにより、財政効果の向上及び医療費の抑制を図ることができるため、医療費の適正化対策として有効な事項として内容点検の充実に取り組むものとする。

ア 専門的知識を有する業者にレセプト点検を委託し、単月及び３か月縦覧点検、検算、医科等と薬剤レセプトとの突合及び点数表との照合業務を実施する。

イ レセプトの電子化に対する効率的な内容点検方法を模索し、運用体制を構築する。

ウ 第三者行為による求償を着実に推進する。

(3) その他の対策

ア 医療費通知の充実

イ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進

ウ 頻回多受診の原因調査等の実施

エ 柔道整復師の多部位、長期または頻回の負傷部位や原因調査等の実施

6 保健事業の推進について

(1) 特定健康診査・特定保健指導の充実

医療制度改革の一環として、平成２０年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、糖尿病その他の生活習慣病に関する特定健康診査・特定保健指導が各保険者に義務付けられた。

特定健康診査による生活習慣病の早期発見及び特定保健指導による生活習慣の改善が将来的な医療費の削減に結びつくものであるため、平成２５年３月に策定した「匠瑤市国民健康保険特定健康診査等実施計画第２期」に基づき、特定健康診査・特定保健指導の目標値の達成に向けて、引き続き受診率向上対策等に取り組むものとする。

ア 特定健康診査は、集団健診及び医療機関での個別健診を実施するとともにその内容の充実を図る。また、平成２７年度から、受診対象年齢を現在の４０歳以上から３５歳以上に引き下げ、対象を拡大することにより、早期からリスク保有者の保健指導事業を実施し、重症化防止による将来的な医療費の抑制を図る。

イ 市民の利便性を高めるため、特定健康診査及び後期高齢者健康診査を同時に実施し、さらにがん検診の同時実施を進める。

ウ 健診対象者への受診票の送付に併せ、リーフレット等を同封するとともに広報紙等を利用し、健康診査の周知及び啓発を図る。

エ 特定保健指導は、専門的知識を有する業者を有効に活用し、実施効

果の向上を図る。

オ 人間ドック利用者との重複受診を防止するとともに、人間ドック受検者の結果データを特定健康診査の受診者データとして活用し、特定保健指導に準じた保健指導の実施を検討する。

本計画における目標値は、表Ⅲ-6のとおりである。

【表Ⅲ-6 計画の目標値と実績】 (単位:%)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
目 標	特 定 健 診 受 診 率	65	40	45	50	55	60
	特 定 保 健 指 導 実 施 率	45	43	48	52	56	60
実 績	特 定 健 診 受 診 率 (市)	34.9	37.0	36.4	—	—	—
	同 上 (県 平 均)	35.7	36.5	—	—	—	—
	特 定 保 健 指 導 実 施 率	46.6	48.5	—	—	—	—

※平成26年度実績の特定健診受診率(市)は速報値である。

(2) 人間ドック助成の実施

人間ドックの検査料への助成は、疾病の予防、早期発見及び早期治療に役立て、被保険者の健康保持の増進を図り、もって国保事業の健全運営に寄与することを目的として実施しているおり、引き続き継続する。

受検条件としては、平成23年度に一部改正し、受検時に30歳以上、国保税完納世帯及び前回受検から1年以上経過していることに加え、国保加入期間が1年以上、特定健康診査との重複は不可とし、検査費用も本人負担が30%、保険者負担が70%とした。

人間ドックの受検状況は、表Ⅲ-7のとおりである。

【表Ⅲ-7 人間ドックの受検状況】 (単位:人、%)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
受 検 者 数	148	165	141	154	173
対 象 被 保 険 者 数	12,784	12,666	12,361	12,116	11,920
受 検 率	1.2	1.3	1.1	1.3	1.5

ア 特定健康診査との重複受診をしないよう、リーフレット等により周知を図るとともに受検申込時等において本人確認を徹底する。

イ 脳ドック検査など、疾病の早期発見を進展させる新たな検査項目及び被保険者の総合的な健康情報の把握相談体制の充実などの検討を進める。

(3) データヘルスの推進

データヘルス計画を策定し、レセプト・健診情報等の分析に基づき P D C A サイクルによる効率的・効果的に保健指導を実施する。

当面は、現在、特定健診等実施計画に基づき実施している保健指導を国保連合会の K D B システム（国保データベースシステム）データを活用・分析し、指導対象者の抽出や指導の実施に当たり、個々の被保険者の健康課題をよりの確に把握して、きめ細かな事業の実施を図る。

7 県との共同運営に向けて

平成 30 年度からの県との共同運営に向けて、国保税率と県へ納める国保事業費納付金（分賦金）の収支見込み、医療費適正化対策として一層の充実を図ろうとしている保健事業の動向、窓口業務としての資格・給付業務等について、国民健康保険団体連合会及び県と協議し、動向を把握しながら検討を進める。

Ⅳ 付属資料

本市における国保税率改正等の状況

医療保険分

(単位: %、円)

年 度	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	賦課限度額	法 律 上 の 賦 課 限 度 額
18	7.80	37.50	18,000	18,000	530,000	530,000
19	7.80	37.50	18,000	18,000	560,000	560,000
20	4.80	37.50	9,000	18,000	470,000	470,000
21	4.80	37.50	9,000	18,000	470,000	470,000
22	6.50	30.00	15,000	20,000	500,000	500,000
23	6.50	30.00	15,000	20,000	510,000	510,000
24	6.50	25.00	20,000	25,000	510,000	510,000
25	6.50	25.00	20,000	25,000	510,000	510,000
26	6.50	25.00	20,000	25,000	510,000	510,000

介護分

(単位: %、円)

年 度	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	賦課限度額	法 律 上 の 賦 課 限 度 額
18	1.20	---	12,000	---	90,000	90,000
19	1.20	---	12,000	---	90,000	90,000
20	1.20	---	12,000	---	90,000	90,000
21	1.20	---	12,000	---	100,000	100,000
22	1.30	---	12,500	---	100,000	100,000
23	1.30	---	12,500	---	120,000	120,000
24	1.30	---	12,500	---	120,000	120,000
25	1.30	---	12,500	---	120,000	120,000
26	1.30	---	12,500	---	140,000	140,000

後期高齢者支援金分

(単位: %、円)

年 度	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	賦課限度額	法 律 上 の 賦 課 限 度 額
20	3.00	---	9,000	---	120,000	120,000
21	3.00	---	9,000	---	120,000	120,000
22	2.50	---	12,500	---	130,000	130,000
23	2.50	---	12,500	---	140,000	140,000
24	2.50	---	12,500	---	140,000	140,000
25	2.50	---	12,500	---	140,000	140,000
26	2.50	---	12,500	---	160,000	160,000

まとめ

本計画での課題は、医療制度改革による国保運営の県との共同化が平成30年度というシナリオが示された中で、それまでの間の健全な事業運営とその後の変化に対応するための検討期間となった。

前計画策定時は、底をついていた財政調整基金も、保険給付費の5%を大きく上回り、平成26年度末決算では約14%相当の約6億6,000万円の残高見込みとなることから、本計画期間内は基金繰入れを計画することができ、平成29年度までの財源補填に充てることにした。

また、財政収支見通しでは、基金の補填だけでは財源不足の溝が埋まらず、予算編成時の財源確保策として、一般会計からの特別繰入れをもって補填するものとする。ただし、実際の繰入に当たっては、毎年度の事業状況を見ながら、事業状況が好転し、繰入れが不要と判断された場合は、繰入れないこととする。

団塊の世代が60歳代後半になり、受診率や医療費の増加傾向が見込まれる中で、新型インフルエンザなどの流行など、偶発的な医療費の増加要因の発生も心配されるところである。

そうした中で、医療費の適正化対策を着実に進める必要があり、医療費通知の実施及びジェネリック医薬品の普及や頻回多受診の指導などのほか、特定健診の対象年齢を平成27年度から35歳に引き下げる。

次期診療報酬改定は平成28年度で、国は国民医療費の増加をいかに抑えるか医療制度改革に取り組んでおり、平成27年度は介護報酬改定がマイナス約2.3%となったが、今後、診療報酬の改定によっては受ける影響は大きい。

また、本計画期間中に、医療制度改革の内容が徐々に明らかになってくることから、市町村事務といわれる国保税の賦課・徴収及び保健事業の一層の推進を図り、平成30年度へ向けての検討を進めるものである。

作成 千葉県匝瑳市役所市民課
所在 〒289-2198
千葉県匝瑳市八日市場ハ 793-2
電話 0479-73-0086